

## 草津市地域公共交通活性化再生協議会規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定および変更に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

### 第2章 委員等

(協議会の委員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから草津市都市計画部長が依頼した者をもって構成する。

- (1) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者
- (2) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (3) 市民または市内交通の利用者
- (4) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (5) 市職員

(公共交通事業者等の協議会への参加要請応諾義務)

第6条 市長は、第4条に規定する事項の協議を行う協議会の会議（以下「会議」という。）を開く旨を前条第2号に掲げるものに通知しなければならない。

2 前項の規定により通知を受けた者は、法第6条第4項の規定により、正当な理由がある場合を除き、当該通知にかかる協議に応じなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(届出)

第8条 委員は、その氏名および住所に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(委員の報酬)

第9条 委員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

2 委員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第3章 役員等

(役員の数および選任)

第10条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長、副会長および監事は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長、副会長および監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第11条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行および会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、2年以内とする。

2 補欠または増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(任期満了または辞任の場合)

第13条 役員は、その任期が満了し、または辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第14条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

### 第4章 総会

(総会の種別等)

第15条 協議会の総会は、通常総会および臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長がこれに当たる。

3 通常総会は、毎年1回以上開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 委員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第11条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第16条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第17条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第19条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

5 総会の議決のうち、第4条第3号に掲げる事項について、事業者が特定される場合、その者の同意を要する。

(総会の権能)

第18条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の設定または変更に関すること。

(2) 事業報告および収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定および改廃に関すること。

(4) 規約第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員解任

(書面または代理人による表決)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面または代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第17条第1項および第4項ならびに第19条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第21条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時および開催場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第20条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数および当該総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要およびその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長および当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

## 第5章 幹事会および分科会

(幹事会)

第23条 協議会は、第4条各号に掲げる事項を処理するため、必要に応じて、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は第5条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。

3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聞くことができる。

(分科会)

第24条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、審議を行うため、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、草津市地域公共交通会議、草津市有償運送運営協議会および草津市地域公共交通運賃協議会とする。

3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

## 第6章 事務局

(事務局)

第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は草津市都市計画部交通政策課（以下「交通政策課」という。）に置く。

3 事務局は、事務局長および事務局員で組織する。

4 事務局長は、第2項の所属長をもって充て、事務局員は事務局長が選任する。

5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第26条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 財務規程
- (2) 文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 監査実施規程
- (5) 委員等報酬および費用弁償規程
- (6) 工事等請負規程

(書類および帳簿の備付け)

第27条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類および帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約および前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名および住所を記載した書面
- (3) 収入および支出に関する証拠書類および帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類および帳簿

## 第7章 会計

(事業年度)

第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 草津市からの負担金または補助金
- (2) 国からの補助金
- (3) 借入金、寄付金、その他の収入

(資金の取扱い)

第30条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

(収支予算)

第31条 協議会の事業計画および収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第32条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に

報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類および前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第33条 会長は、次の各号に掲げる書類を、草津市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書およびその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録および貸借対照表
- (3) 前年度の収支決算書およびその年度の収支予算書

## 第8章 協議会規約等の変更、協議会が解散した場合の措置

(規約の変更)

第34条 第24条第2項の事務局の組織改変に伴う名称変更については、第19条第1項第1号の規定によらず、会長がこれを定めることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第35条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

## 第9章 雑則

(細則)

第36条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成21年1月19日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年6月9日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年3月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和6年2月21日から施行する。